日調連発第３９１号
平成２４年１月２７日

各土地家屋調査士会長　　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

東日本大震災に伴う地殻変動により停止されていた基準点測量成果の再測量後の成果が公表されたことに伴う地積測量図の作成における記録方法について（参考送付）

この度、別添のとおり、法務省民事局民事第二課から法務局首席登記官及び地方法務局首席登記官あての事務連絡文書の提供がありましたので、参考までに送付します。

なお、本件事務連絡に関しては、本年 11 月 17 日付け法務省民二第 2775 号法務省民事局民事第二課長通知（客年 11 月 29 日付け日調連発第 342 号を参照願います。また、客月 2 日付け日調連発第 348 号をもって解説資料を送付しております。）が発出済みであり、地積測量図への具体的な記録方法における記録例についての連絡文書となっております。

機密性　２　完全性　２　可用性　２

事　　務　　連　　絡

平成２３年１２月２８日

法務局首席登記官（不動産登記担当）　殿
（東京，名古屋，仙台）
地方法務局首席登記官（不動産登記担当）　殿
（横浜，さいたま，千葉，水戸，宇都宮，前橋，
甲府，長野，新潟，岐阜，福井，金沢，富山，
福島，山形，盛岡，秋田，青森）
（上記以外の局は参考送付）

法務省民事局民事第二課　西田法務専門官

東日本大震災に伴う地殻変動により停止されていた基準点測量成果の再測量後の成果が公表されたことに伴う地積測量図の作成における記録方法について

標記地積測量図の作成等の留意点については，本年１１月１７日付け法務省民二第２７７５号法務省民事局民事第二課長通知により各局に通知したところですが，地積測量図への具体的な記録方法について，別添のとおり記録の例を作成しましたので，連絡します。

東日本大震災に伴う地殻変動により停止されていた基準点測量成果の再測量後の成果が公表されたことに伴う地積測量図の作成における記録方法について

１　基本三角点等に基づく測量

		地積測量図の記録方法	点名横の記録の例	確認の方法	座標の性質
本年10月31日より後の測量に基づき作成された地積測量図	管理者が，近傍の基本三角点等の再測量又はパラメータ変換をしている	作成者は，当該基本三角点等が，再測量又はパラメータ変換がされたものであることの記録（使用する基本三角点等の点名の横に記録）をする。	「管理者のパラメータ変換による」 「管理者の再測量による」	地積測量図の作成者に確認（調査報告書等による）	公共座標
	管理者が，近傍の基本三角点等の再測量又はパラメータ変換をしていない（次欄を除く。）	作成者は，当該基本三角点等が，再測量又はパラメータ変換がされていないものであることの記録（使用する基本三角点等の点名の横に記録）をする。	「再測量又はパラメータ変換がされていない」	地積測量図の作成者に確認（調査報告書等による）	任意座標
	管理者が，近傍の基本三角点等の再測量又はパラメータ変換をしていないものの，作成者（土地家屋調査士）が自らパラメータ変換をしている	作成者は，当該基本三角点等がパラメータ変換がされたものであることの記録（使用する基本三角点等の点名の横に記録）をする。	「作成者のパラメータ変換による」	地積測量図の作成者に確認（調査報告書等による）	公共座標に準ずる
本年3月11日から10月31日までの間の測量に基づき作成された地積測量図	近傍の基本三角点等の再測量又はパラメータ変換がされていないものの，本年10月31日に公表された基準点の再測量の成果を基に，作成者が基本三角点等の座標値を改算し，筆界点座標値も修正した	作成者は，基本三角点等の点名の横に再測量又はパラメータ変換した旨を記録する。	「作成者の改算による」 「作成者のパラメータ変換による」 「作成者の改算，パラメータ変換による」	地積測量図の作成者に確認（調査報告書等による）	公共座標に準ずる
	近傍の基本三角点等の再測量又はパラメータ変換がされておらず，作成者が改算等も行っていない	改算，パラメータ変換を行わずに作成された地積測量図が提出された場合は，改算，パラメータ変換し，その旨を地積測量図に記録するよう求めることとするが，それでもパラメータ変換等を行わない場合は，任意座標の取扱いとし，当該基本三角点等の情報を地積測量図に記録し，点名の横に再測量又はパラメータ変換がされていない旨を併せて記録する。	「再測量がされていない」 「パラメータ変換がされていない」	地積測量図の作成者に確認（調査報告書等による）	任意座標

	測量及び測量図作成者	確認の方法等	座標の性質
本年3月11日より前の測量に基づき作成された地積測量図	土地家屋調査士又は土地家屋調査士法人	震災後に相対的位置関係に異動が生じていないか点検がされた結果が，不動産登記規則（平成17年法務省令第18号。以下「規則」という。）第93条ただし書きに規定する調査報告書に記録されていることを確認し，点検がされていない場合は，点検を求める。 （平成23年3月18日付け法務省民二第695号民事局民事第二課長通知の3参照）	任意座標
	国又は地方公共団体等	震災後に相対的位置関係に異動が生じていないか点検がされた結果が，規則第93条ただし書きに規定する調査報告書に記録されていることを確認し，点検がされていない場合は，点検を求める（平成23年3月18日付け法務省民二第695号民事局民事第二課長通知の3参照）。 なお，公共事業後に嘱託されるものについて，大規模に点検測量を求めることが事実上困難であると判断される場合は，点検内容（点検の範囲）等について，登記官と個別に協議する。	任意座標

２ 電子基準点に基づく測量

	点検	確認の方法	座標の性質
本年3月11日より前の測量に基づき作成された地積測量図	震災後に相対的位置関係に異動が生じていないか点検がされた結果が，規則第93条ただし書に規定する調査報告書に記録されていることを確認し，点検がされていない場合は，点検を求める。	地積測量図の作成者に確認 （調査報告書等による）	任意座標
本年5月31日より後の測量に基づき作成された地積測量図	不要	不要	公共座標

※ 電子基準点に基づく測量については，本年3月11日から本年5月30日までに行われることは想定されないため，例を示していない。